

# 岐 阜 県 公 報

第 二 千 九 百 七 十 五 号  
平 成 三 十 年 八 月 二 十 四 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

救急病院の申出の撤回

( 医 療 整 備 課 ) 五 五 九

救急病院及び救急診療所の認定に関する告示の一部改正

( 同 ) 五 五 九

救急病院の認定

( 同 ) 五 六 〇

保安林の指定の解除

( 中 濃 農 林 事 務 所 ) 五 六 〇

### 公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

( 商 業 ・ 金 融 課 ) 五 六 〇

土地改良区の設立認可

( 農 地 整 備 課 ) 五 六 一

公共測量の実施

( 用 地 課 ) 五 六 一

## 告 示

岐阜県告示第四百十八号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により告示する。

平成三十年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

医 療 機 関 名 所 在 地 撤 回 年 月 日

朝日大学医科歯科医療 センター 瑞穂市穂積一八五一番地の一 平成三〇・四・一

岐阜県告示第四百十九号

救急病院及び救急診療所の認定（平成二十八年岐阜県告示第五百九十号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

表朝日大学歯学部附属村上記念病院の項中「朝日大学歯学部附属村上記念病院」を「朝日大学病院」に改め、同表医療法人社団誠広会岐阜中央病院の項中「医療法人社団誠広会岐阜中央病院」を「岐阜清流病院」に改める。

岐阜県告示第四百二十号

次の医療機関を救急病院として平成三十年六月四日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示する。

平成三十年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名	所	在	地	有	効	期	限
岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院	高山市中切町一番地一					平成三三・六・三	

岐阜県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成三十年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
美濃市大字片知字城山二七一五（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県中濃農林事務所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年八月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃農事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成三十年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日  
平成三十年八月十三日
- 二 届出者の氏名又は名称  
株式会社トリアルカンパニー
- 三 建物の名称及び所在地  
スーパーセンタートリアル安八店  
安八郡安八町大神字宮裏一八七番一 外
- 四 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田 久男  
福岡県福岡市東区多の津二丁目二番二号  
（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 植木野 仁司  
福岡県福岡市東区多の津二丁目二番二号

土地改良区の設立認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	施行に係る地区名	認 可 年 月 日
楡俣北部土地改良区	楡俣北部地区	平成三〇・八・一三

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
岐阜市
- 二 作業種類  
公共測量（都市計画基本図作成）
- 三 作業期間  
平成三十年八月二十日から  
平成三十一年三月十五日まで
- 四 作業地域  
岐阜市

平成三十年八月二十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社